

目次

第一章 総則（第一条—第十条）	第二章 管理（第十六条—第二十六条）	第三章 業務（第二十七条—第三十五条）	第四章 監督及び助成（第三十六条—第三十九条）
第五章 附則	第六章 罰則（第四十条・第四十一条）	第七章 総則（目的）	第八条（登記）
		（登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。）	日本赤十字社は、主たる事務所の変更その他の政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。
		（解散）	前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。
		（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用）	日本赤十字社につき解散を必要とする事由が発生した場合において、その処置に関する事は、別に法律で定める。

第一条 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのつとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。（国際性）	第二条 日本赤十字社は、赤十字に関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢献するよう努めなければならない。（法人格及び組織）	第三条 日本赤十字社の特性にかんがみ、この自主性は、尊重されなければならない。（自主性の尊重）	第四条 日本赤十字社は、法人とする。（標章）
第五条 日本赤十字社は、その標章として、白地赤十字を使用する。（主たる事務所）	第六条 日本赤十字社は、定款をもつて、左に掲げる事項を規定しなければならない。（定款）	第七条 日本赤十字社は、主たる事務所を東京都に置く。	第八条（登記）
一 目的	二 名称	三 事務所の所在地	日本赤十字社は、主たる事務所の変更その他の政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。
四 役員、理事会、代議員及び代議員会に関する事項	六 業務及びその執行に関する事項	七 資産及び会計に関する事項	八 公告の方法
五 定款は、厚生労働大臣の認可を受けて変更することができる。	六 業務及びその執行に関する事項	七 資産及び会計に関する事項	八 公告の方法

第九条（登記）	第十条（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律）	第十二条（役員の平等取扱）	第十六条（役員）
（登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。）	（平成十八年法律第四十八号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、日本赤十字社にて準用する。この場合において、同条中「代表理事その他の代表者」とあるのは、「社長、副社長、理事その他の代理人」と読み替えるものとする。	（社員の加入）	日本赤十字社に、役員として、社長一人、副社長二人以内、理事六十一人以内及び監事三人以内を置く。
（解散）	（社員の平等取扱）	（社員の加入）	（役員の職務権限）
（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律）	（役員）	（社員の加入）	（役員の職務権限）

第十三条（登記）	第十四条（役員の解任）	第十七条（役員の任期）	第二十二条（代議員会の議決事項）
（登記）	（代議員の解任）	（代議員の任期）	（代議員会の議決事項）
（社員の加入）	（代議員の解任）	（代議員の任期）	（代議員会の議決事項）
（社員の加入）	（代議員の解任）	（代議員の任期）	（代議員会の議決事項）

二 非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。

三 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。

四 前各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するために必要な業務。

2 前項第一号及び第二号に掲げる業務には、第三十三条第一項の規定により国の委託を受けて行うものを含むものとする。

(救護員の確保)

第二十八条 日本赤十字社は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保しておかなければならぬ。

(救護員の養成)

第二十九条 日本赤十字社は、前条の救護員を確保するため、必要があるときは、医師、看護師その他の特殊技能者を養成しなければならない。

2 前項の養成は、日本赤十字社が資本その他の費用を負担して日本赤十字社の目的、特に日本赤十字社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

3 前二項の規定による養成を受けた者は、日本赤十字社が、これらの者が救護員として救護業務に従事するのでなければその救護業務を適正に行うことができないと認めて、救護業務に従事すべきことを求めたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(使用者の協力)

第三十条 前条第一項及び第二項の規定による養成を受けた者を雇用しようとするとき、又は雇用している場合において、使用者は、その者が、同条第三項の規定により、救護員として日本赤十字社の行う救護業務に従事する場合のあらざることは従事したこと理由として、不当な取扱をしてはならない。

2 前条第一項及び第二項の規定による養成を受けた者が、同条第三項の規定により、救護員として日本赤十字社の行う救護業務に従事したことを理由として日本赤十字社の行う救護業務に従事しようとする場合においては、使用者は、これに協力するよう努めなければならない。

(実費弁償)

第三十一条 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事した場合においては、その実費を弁償しなければならない。

2 (扶助金の支給)

第三十二条 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事し、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法（昭和二十二年法律第八百十八号）第七条（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、扶助金を支給しなければならない。

(国に於ける業務の委託)

第三十三条 国は、赤十字に関する諸条約に基く國の業務及び非常災害時における國の行う救護に関する業務を日本赤十字社に委託することができる。

2 前項の場合において、国は、同項の規定により委託すべき業務の実施に必要な施設又は設備を、あらかじめ、整備すべきことを日本赤十字社に命ぜることができる。

3 前項の場合は、日本赤十字社が第一項の規定により委託された業務を実施するため必要な施設又は設備を整備する場合においては、その整備に要する費用の全部又は一部を負担する。

(運送及び通信に関する便宜供与)

第三十四条 鉄道事業者その他運送又は運送取扱業者とする者は、日本赤十字社が迅速かつ適正に救護業務を実施することができるよう、救護員又は救護用の物資の運送に関し、便宜を与えるように努めなければならない。

2 (扶助金の支給)

第三十五条 日本赤十字社が第一項の規定により委託された業務を実施するため必要な施設又は設備を整備する場合においては、その整備に要する費用の全部又は一部を負担する。

(報告及び検査)

第三十六条 厚生労働大臣は、日本赤十字社に對し、その業務若しくは財産の状況に於ける報告をさせ、又はその職員をして日本赤十字社の事務所その他の場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督処分)

第三十七条 厚生労働大臣は、日本赤十字社が、その業務に關し、法令、法令に基いてする行政の処分又は定款に違反したときは、日本赤十字社に対し、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

(解任勧告)

第三十八条 厚生労働大臣は、日本赤十字社の役員が、日本赤十字社の業務に關し、法令に基いてする行政の処分若しくは定款に違反し、又は著しく公益を害する行為をしたときは、日本赤十字社に對し、その役員の解任を勧告することができる。

(助成)

第三十九条 国又は地方公共団体は、日本赤十字社が、その業務の実施に必要な施設又は設備を整備する場合において、必要があると認めるときは、日本赤十字社に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも日本赤十字社に有利な条件で、貸付金を出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。

但し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十号）及び地方財政法（昭和二十三年法律第八百九号）第八条第一項（財産の管理及び処分）並びに私立図書館の事業についての補助金の交付に関する図書館法（昭和二十五年法律第八百十八号）

2 (扶助金の支給)

第四十条 日本赤十字社の役員又は職員が第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一円以下の罰金に處する。

2 助成の条件に違反したこと。

第六章

1 (施行期日)

この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。但し、附則第二十七項の規定は、昭和二十七年六月一日から適用する。

2 (組織変更)

この法律施行の際現に存する日本赤十字社（以下「旧法人」という。）は、この法律施行の日から起算して六箇月以内に、その組織を変更してこの法律による日本赤十字社（以下「新法人」という。）となるものとする。この場合においては、旧法人は、定款の定めるところにより、組織変更のため必要な定款の変更をし、厚生大臣の認可を受けなければならない。

4 附則第二項の規定による旧法人の新法人への組織変更是、前項の規定により選出された役員の全部が新法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

5 前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。

6 この項の規定施行の際における他の法律中の規定及び次項から附則第十三項

までの規定は、新法人に関する規定とする。ただし、この項の規定施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（新たな社会福祉事業の経営）
旧法人は、この項の規定施行後新たに社会福祉施設を設置して社会福祉法に規定する社会福祉事業を經營しようとするときは、当分の間、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（定期の寄附金募集）

旧法人は、当分の間、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内において、その業務（第三十五条第一項の社会福祉事業を除く。）を行うのに必要な資金を得るために寄附金を募集することができる。

前項の規定により寄附金を募集するには、あらかじめ、募集しようとする寄附金の目標額、募集の方法及び寄附金の用途を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。

旧法人は、附則第八項の規定による寄附金の募集を終了したときは、募集の結果を公告するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（臨時の寄附金募集）
旧法人は、前三項の規定による場合のほか、特別の事情に基づき、附則第八項に規定する業務を行うのに必要な経費の支出に充てるために寄附金を募集しようとするときは、当分の間、厚生労働省令で定めることにより、あらかじめ、厚生労働大臣に対し、募集の結果を報告しなければならない。

（罰則）
13 旧法人は、前項の規定による寄附金の募集を終了したときは、厚生労働大臣による報告をせざる、又は虚偽の報告をしたとき。
附則（昭和二十八年八月一九日法律第二四〇号）抄
（施行期日）抄

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
附則（昭和五九年八月一四日法律第七五号）抄
（施行期日）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。
附則（昭和五九年一二月二十五日法律第九八七号）抄
（施行期日）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
附則（昭和六一年一二月四日法律第九三号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成元年十一月二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、平成元年十一月二日法律第一一六〇号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、平成元年十一月二日法律第一一六〇号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、平成元年十一月二日法律第一一六〇号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、平成元年十一月二日法律第一一六〇号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成一四年一月一三日法律第一六六号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附則（平成二三年六月二十四日法律第七四号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二二年一二月三日法律第六五号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。